

平成 2 3 年度

設計業務等標準積算基準書（参考資料）改訂資料

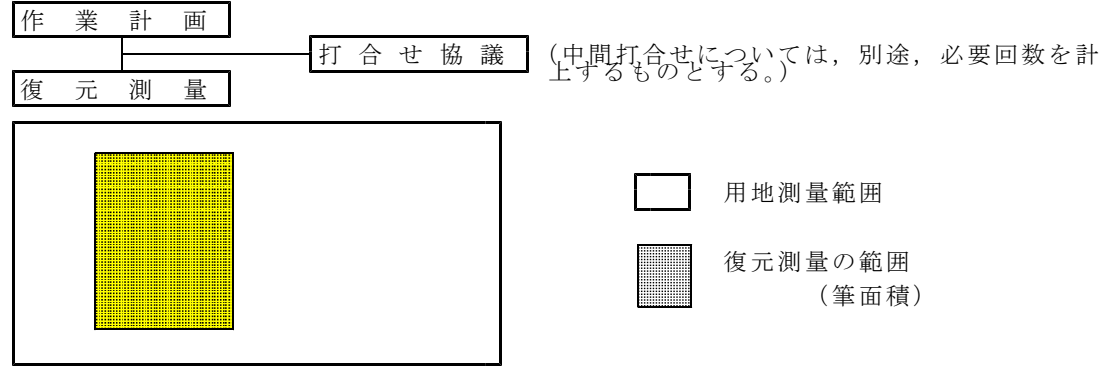
平成 2 4 年 3 月

改 正 理 由	「用地測量範囲」及び「復元測量の範囲（筆面積）」の凡例と図の不整合を修正		
---------	--------------------------------------	--	--

改	正	現	行	備 考
---	---	---	---	-----

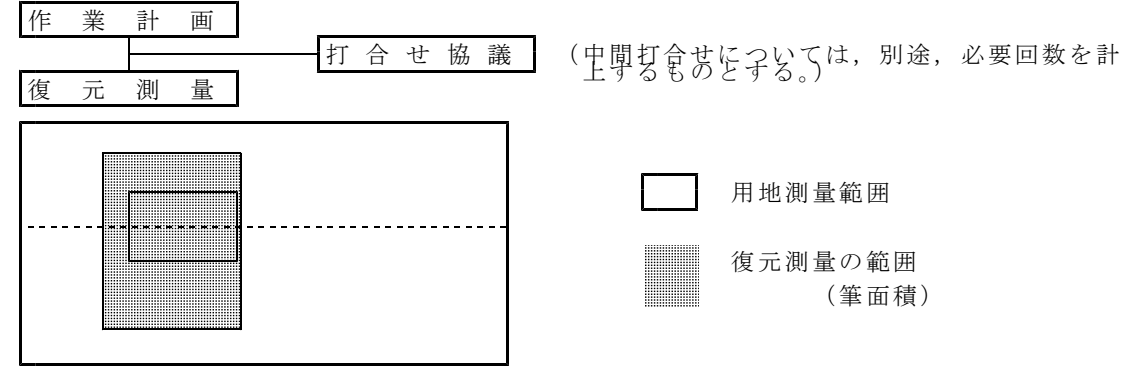
4-2 単独発注する場合の業務フローチャート

(1) 復元測量
境界確認において、境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図他参考資料による境界杭の復元。



4-2 単独発注する場合の業務フローチャート

(1) 復元測量
境界確認において、境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図他参考資料による境界杭の復元。



実線及び点線を削除

積算上の注意事項

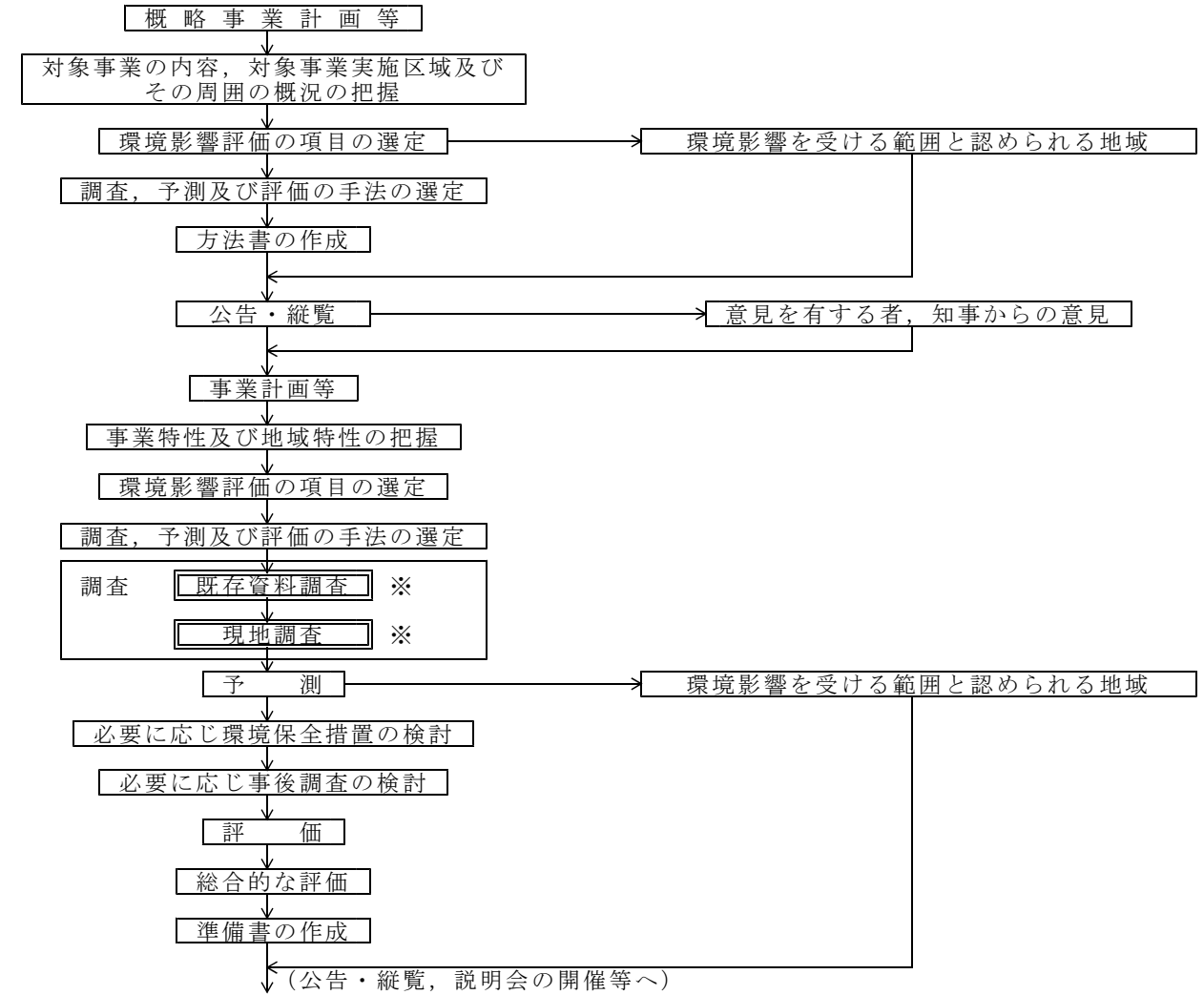
改 正 理 由	積算基準の明確化	現 行	備 考
	改 正	現 行	備 考
<p>1) 電子計算機使用料 電子計算機使用料は、下部工では下部工構造型式毎にそれぞれ標準歩掛の1%を直接経費として計上するものとし、基礎工がある場合は基礎工構造型式毎にそれぞれ標準歩掛の2%を直接経費として計上する。</p> <p>2) 類似構造物の補正 下部工躯体の構造型式が同一であるP1とP2（壁式橋脚）及びP3とP4（張出式橋脚）はそれぞれに類似構造物として補正する。 基礎工については、下部工型式が異なるA1橋台は単独とし、P1とP2橋脚基礎工（深礎杭）は下部工が同型式（壁式）であるので類似構造物として補正する。</p> <p>◎ 下部工、基礎工合計 (直接人件費)</p> <p>* 下部工 橋台 ; 標準歩掛 (逆T式橋台) × 2 (A1・A2橋台の2基) 橋脚 (壁式橋脚; 基本構造物1基・類似構造物1基) 標準歩掛 (壁式橋脚) × (0.30 + 0.70 × 2) 橋脚 (張出式橋脚; 基本構造物1基・類似構造物1基) 標準歩掛 (張出式橋脚) × (0.30 + 0.70 × 2)</p> <p>* 基礎工 橋台部; 標準歩掛 (深礎杭) × 1 (A1橋台1基のみ類似構造物なし) 橋脚部 (深礎杭; 基本構造物1基・類似構造物1基) 標準歩掛 (深礎杭) × (0.30 + 0.70 × 2)</p> <p>(直接経費 [電子計算機使用料])</p> <p>* 下部工 標準歩掛 (逆T式橋台) × 0.01 + 標準歩掛 (壁式橋脚) × 0.01 + 標準歩掛 (張出式橋脚) × 0.01 * 基礎工 標準歩掛 (深礎杭) × 0.02 (基礎工は深礎杭の1型式のみであることから1型式を対象とする)</p> <p>4. (橋梁架設工) (1) 橋梁詳細設計における架設計画 上部工の架設計画を検討する場合は、別紙 [鋼橋の架設工法選定の参考フローチャート] [コンクリート橋の架設工法の適用に関する一般的な目安 (参考)] を参考に現地に適した架設工法の選定を行うものとする。 (2) 設計歩掛を計上できる架設工法 架設工法選定において別紙工法のうち、自走クレーン車の直接架設でかつ支保工の必要のない簡易な架設を除いた架設工法の場合にのみ設計歩掛を計上することを原則とする。 (なお、簡易な架設とは支間が短く、自走式クレーンによって直接、桁を橋台・橋脚上に架設することが可能な工法をいう。) なお、1つの橋梁において同種工法を2箇所使用する場合は架設工法数は1工法とし、2つの橋梁において同種工法をそれぞれ使用する場合は架設工法数は2工法とする。</p> <p>(3) 橋梁架設工の積算例 (例) 設計条件 1) 上下線に分離した橋梁の場合 架設工法: 上下線とも架設桁架設工法 ※上記において1架設工法で施工が可能のため架設工法数は1工法となる。 (橋種が違っても架設工法が同一であれば上記と同じ) 2) 1橋 (連続高架橋) で2つの架設工法がある場合 架設工法: トラック (クローラ) クレーンによるベント式工法 × 2 ※上記において1架設工法で施工が可能のため架設工法数は1工法となる。 (橋種が違っても架設工法が同一であれば上記と同じ) 3) 離れた箇所にある2つの橋梁の場合 架設工法: トラック (クローラ) クレーンによるベント式工法 × 2 ※上記において現場条件が異なるため架設工法数は2工法となる。 (橋種が違っても架設工法が同一であれば上記と同じ)</p>	<p>1) 電子計算機使用料 電子計算機使用料は、下部工では下部工構造型式毎にそれぞれ標準歩掛の1%を直接経費として計上するものとし、基礎工がある場合は基礎工構造型式毎にそれぞれ標準歩掛の2%を直接経費として計上する。</p> <p>2) 類似構造物の補正 下部工躯体の構造型式が同一であるP1とP2（壁式橋脚）及びP3とP4（張出式橋脚）はそれぞれに類似構造物として補正する。 基礎工については、下部工型式が異なるA1橋台は単独とし、P1とP2橋脚基礎工（深礎杭）は下部工が同型式（壁式）であるので類似構造物として補正する。</p> <p>◎ 下部工、基礎工合計 (直接人件費)</p> <p>* 下部工 橋台 ; 標準歩掛 (逆T式橋台) × 2 (A1・A2橋台の2基) 橋脚 (壁式橋脚; 基本構造物1基・類似構造物1基) 標準歩掛 (壁式橋脚) × (0.30 + 0.70 × 2) 橋脚 (張出式橋脚; 基本構造物1基・類似構造物1基) 標準歩掛 (張出式橋脚) × (0.30 + 0.70 × 2)</p> <p>* 基礎工 橋台部; 標準歩掛 (深礎杭) × 1 (A1橋台1基のみ類似構造物なし) 橋脚部 (深礎杭; 基本構造物1基・類似構造物1基) 標準歩掛 (深礎杭) × (0.30 + 0.70 × 2)</p> <p>(直接経費 [電子計算機使用料])</p> <p>* 下部工 標準歩掛 (逆T式橋台) × 0.01 + 標準歩掛 (壁式橋脚) × 0.01 + 標準歩掛 (張出式橋脚) × 0.01 * 基礎工 標準歩掛 (深礎杭) × 0.02 (基礎工は深礎杭の1型式のみであることから1型式を対象とする)</p> <p>4. (橋梁架設工) (1) 橋梁詳細設計における架設計画 上部工の架設計画を検討する場合は、別紙 [鋼橋の架設工法選定の参考フローチャート] [コンクリート橋の架設工法の適用に関する一般的な目安 (参考)] を参考に現地に適した架設工法の選定を行うものとする。 (2) 設計歩掛を計上できる架設工法 架設工法選定において別紙工法のうち、自走クレーン車の直接架設でかつ支保工の必要のない簡易な架設を除いた架設工法の場合にのみ設計歩掛を計上することを原則とする。 (なお、簡易な架設とは支間が短く、自走式クレーンによって直接、桁を橋台・橋脚上に架設することが可能な工法をいう。) なお、1つの橋梁において同種工法を2箇所使用する場合は架設工法数は1工法とし、2つの橋梁において同種工法をそれぞれ使用する場合は架設工法数は2工法とする。</p>		
積算上の注意事項			

改正理由	標準歩掛の廃止
------	---------

改	正	現	行	備	考
---	---	---	---	---	---

第5編 調査、計画業務
第1章 調査、計画業務（参考資料）

第1節 道路環境調査
1-1 道路環境調査の流れ及び積算基準適用範囲



(削除)

改正理由	標準歩掛の廃止	現 行	備 考
改 正		<p style="text-align: center;">(準備書の作成より)</p> <pre> graph TD A["(準備書の作成より)"] --> B["公告・縦覧, 説明会の開催等"] B --> C["評価書の作成等"] D["意見を有する者, 知事からの意見"] --> C C --> E["評価書の補正"] F["免許等大臣の意見 ↑ 環境大臣意見"] --> E E --> G["公告・縦覧"] G --> H["免許等"] H --> I["事業の実施"] J["事後調査の実施等"] --> I </pre> <p>道路事業に係る環境影響評価の項目並びに、当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日建設省令第10号）第6条に基づく環境要素。 <u>①大気質</u> <u>②騒音振動</u> ※ ③強風による風害 ④低周波 ⑤水質 ⑥底質 ⑦地形及び地質 ⑧地盤 ⑨土壌 ⑩日照阻害 ⑪動物 ⑫植物 ⑬生態系 ⑭景観 ⑮触れ合い活動 ⑯廃棄物</p> <p>※ 積算基準の適用範囲は、①大気質、②騒音振動の「既存資料調査」、「現地調査」である。</p>	
(削除)			

積算上の注意事項			
----------	--	--	--